

## 横田基地「米軍オスプレイ配備に関する質問

### 1. 2016年12月13日に起きたMV-22の「不時着水」事故について

① 2016年12月13日の事故後のMV-22の飛行再開、および空中給油訓練の再開の根拠は何か。日本政府が安全とした判断は、だれがどのように行ったのか、また、安全について説明責任をどう果たしたのか、明らかにされたい。

政府としては、本件事故の発生以降、本件事故の原因、対策等について米側との間で集中的かつ緊密に協議を行ってきたところである。

平成28年12月19日のMV-22の空中給油を除く飛行の再開については、米側から、本件事故は、空中給油訓練の際にMC-130の給油ホースが事故機のプロペラに接触したことによるものであり、集合教育、手順の確認及び地上におけるシミュレーターを用いた空中給油のシミュレーション等が完了した後に空中給油を実施すること、日本におけるMV-22の飛行を一時停止し、普天間飛行場に配備されているMV-22全機の機体構造、電気系統、エンジン、油圧機構等の飛行安全上の重要箇所全てについて点検し、問題がないことを確認していること等の説明を受けたところである。政府としては、この米側の説明につき、本件事故当時の気象状況、MV-22の機体構造、プロペラ損傷時に安全に着陸するための対応要領等についての防衛省・自衛隊の専門的知見に照らして確認し、当該説明について合理性が認められると判断したところである。

平成29年1月6日のMV-22の空中給油の再開については、現時点において、本件事故については、引き続き米側において調査しているところであるが、当時の天候は、夜間の空中給油を行うために許容される条件の範囲内であったと承知している。政府としては、空中給油訓練の際にMC-130の給油ホースが事故機のプロペラに接触した原因としては、夜間の空中給油という搭乗員の高い技能を要するオペレーションが強風、乱気流といった気象条件下で行われていたという環境要因のほか、人的要因も複合的に重なって発生した可能性が挙げられると考えている。なお、この分析については、米側とも見解が一致したところである。

さらに、政府としては、米側から、空中給油訓練は、今後とも、陸地から離れた海域の上空でしか実施せず、陸地の上空では実施しないことも確認したところである。

その上で、政府としては、米側から得た情報等を踏まえ、当該接触を引き起こした要因についてあらゆる可能性を分析した上で、当該要因について、これまで米軍が空中給油の再開に向けてとってきた安全対策が適切なものとなっているかについて評価を行った結果、本件事故の原因となり得る人的要因及び環境要因を幅広く網羅する再発防止策が全て実施されたことを確認し、これらの対策は、防衛省・自衛隊の専門的知見及び経験に照らしても妥当であることから、安全に空中給油を再開する準備は整ったものと考えたところである。

上記については、防衛省から関係地方公共団体等に対して、説明を行ったところである。また、それ以降も、当該地方公共団体等から受けた御質問等に対して、丁寧に説明を行ったところである。

なお、本件事故については、引き続き米側において調査しているところであり、政府としては、米側から情報が得られ次第、関係地方公共団体等に対して丁寧に説明してまいりたい。

- ② 給油の際のMV-22ローターの破損の状況から名護市沖に「不時着水」するまでの間の飛行状況の詳細について明らかにされたい。また、その際の写真や動画があれば、公開されたい。
- ③ ローターの一方が制御不能となって、飛行継続が不可能になったのか。また、MV-22は片肺飛行ができないのか、説明されたい。

本件事故については、引き続き米側において調査しているところであるが、政府としては、米側から、事故機は、MC-130とともに、沖縄本島の東側の沖合の公海上の訓練空域において、夜間の空中給油訓練を実施していた際、当該MC-130の給油ホースと事故機の右のプロペラが予期せぬ接触を起こし、事故機のプロペラのブレードが損傷し、また、その損傷はプロペラが回転するうちに拡大し、飛行が不安定な状態となったため、事故機のパイロットは、訓練地点に近いキャンプ・シュワブを目指すこととし、搭乗員の安全確保及び飛行の継続の両立並びに地元への影響の極小化のため海岸沿いを飛行したが、途中、安全な飛行の継続が困難と認識し、浅瀬に不時着水したものであり、事故機の機体は、着水するまでプロペラのブレード以外に損傷はなく、また、最低限姿勢を制御できる状態にあり、パイロットが意図した地点である浅瀬に着水したとの説明を受けたところである。

なお、MV-22は、片方のエンジンが故障しても、両方のプロペラが正常に機能する場  
合においては、もう一方のエンジンのみで両翼のプロペラを回転させ、飛行を継続できる  
よう設計されている。

不時着水するまでの間の飛行状況の写真や動画は、保有していない。

- ④ 事故が生じた給油の際のMV-22の飛行速度、「不時着水」の際の飛行速度を明らかにされたい。

本件事故については、引き続き、米側において調査しているところであり、お答えすることは困難である。

- ⑤ 通常、着陸は垂直離着陸モードで行われるとされているが、「不時着水」が固定翼モードで行われた理由を明らかにされたい。

本件事故については、引き続き米側において調査しているところであるが、政府としては、米側から、夜間の空中給油訓練を実施していた際、MC-130の給油ホースと事故機の右のプロペラが予期せぬ接触を起こし、事故機のプロペラのブレードが損傷し、また、その損

傷はプロペラが回転するうちに拡大したとの説明を受けたことから、当該事故機は、垂直離着陸モードでの着水が困難であったと認識している。

⑥ ボイスレコーダーの解析は終わっているのか。また、終わっているなら、それはいつか。さらに、ボイスレコーダーから今回の事故原因について、新しい事実が判明していれば、それを明らかにされたい。

本件事故については、引き続き、米側において調査しているところであり、お答えすることは困難である。

⑦ 「不時着水」機の乗員が脱出した経緯を明らかにされたい。

本件事故については、米側から、事故機の機体は、最低限姿勢を制御できる状態にあり、パイロットが意図した地点である浅瀬に着水したとの説明を受けたところであり、事故機の搭乗員は着水後に機体から離れたものと認識している。

⑧ 乗員の傷害の状況、その後の経緯について明らかにされたい。

米側から、事故機に搭乗していた5名は無事であり、うち2名は負傷したため入院したとの説明を受けたところであるが、負傷の程度等の詳細について承知していない。なお、入院していた1名は、平成28年12月15日に退院したが、残る1名については、米本国の病院に移されたと承知している。

⑨ 「不時着水」時に燃料は投棄したのか。

本件事故については、引き続き、米側において調査しているところであり、お答えすることは困難であるが、事故機からは、燃料漏れはなかったものと承知している。

⑩ MV-22の機体に放射性物質は使用されていたのか。また、使用されていたのであれば、それは100%安全に処理・回収されたのか。

米側から、事故機には、放射性物質は搭載されていなかったとの説明を受けている。

⑪ MV-22に給油を行っていたMC-130の機体の破損はあったのか。あれば、破損状況を明らかにされたい。また、MC-130は燃料投棄を行ったのか。

本件事故については、引き続き、米側において調査しているところであり、お答えすることは困難である。

⑫ MV-22の空中給油は、必ず海上で行うことになっているのか。

米側から、空中給油訓練は、今後とも、陸地から離れた海域の上空でしか実施せず、陸地の上空では実施しないことを確認したところである。

## 2. 2016年12月13日に起きたMV-22の「胴体着陸」事故について

### ① 胴体着陸のマニュアルを開示されたい。

防衛省としては、ご指摘の「胴体着陸のマニュアル」を承知しておらず、お示しすることは困難である。

### ② 前輪が出なかった原因を明らかにされたい。

米側からは、電気系統の不具合により着陸装置（脚部）に故障が生じたものとの説明を受けている。

### ③ 胴体着陸したMV-22は着陸前に燃料投棄は行ったか。

防衛省としては、着陸前の燃料投棄は、承知していないが、米側からは、垂直離着陸モードにて、着陸時の衝撃を吸収するパッドの上に緩やかに着陸したとの説明を受けている。

## 3. CV-22オスプレイが横田基地に配備された際に行われる飛行や訓練について

### ① CV-22が行う予定の訓練の種類と実施地域を全て明らかにされたい。（訓練の名称は、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行、夜間飛行、空対地射撃訓練、低空飛行訓練、吊り下げ訓練など）

CV-22は、通常の飛行訓練に加え、低空飛行訓練、夜間飛行訓練等を実施することになる旨、米側から説明を受けている。

横田飛行場周辺におけるCV-22の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けている。

また、米側が作成したCV-22の横田飛行場配備に関する環境レビューに記述のある「6つの訓練区域」のうち、我が国に所在する訓練区域での訓練内容について米側に確認したところ、東富士演習場においては、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、空対地射撃訓練及び夜間飛行訓練を、ホテル地区においては、飛行訓練及び夜間飛行訓練を、三沢対地射撃場においては、空対地射撃訓練、物料投下訓練及び夜間飛行訓練を、沖縄の訓練場においては、離着陸訓練、空対地射撃訓練及び夜間飛行訓練を、それぞれ行う旨説明を受けている。

② 横田基地周辺で低空飛行訓練を行う際の最低高度基準は何mとしているのか。また、その根拠は何か。(1964年の横田基地の運用に関する日米合意の平均海面上1,500フィートか、1999年日米合意の低空飛行の定義＝航空法に従うもの＝人又は家屋のない地域及び広い水面の上空では150m、人又は家屋の密集している地域の上空にあっては300m)

横田飛行場周辺におけるCV-22の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けているが、これ以上の説明は受けていない。

なお、米側は、低空飛行訓練を含め、我が国でのCV-22の飛行運用に際しては、MV-22に関する日米合同委員会合意(平成24年9月合意)を含む既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言している。当該日米合同委員会合意においては、地域住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策が取られることを両国間で合意しているほか、低空飛行訓練についても、原則として、地上から500フィート(約150メートル)以上の高度で飛行することとされている。

③ 横田基地での飛行時間帯制限、すなわち「22時～6時」の間の…活動は、…緊要と認められるものに制限される」は確実に守られるのか、について

(1) 守れない場合は、その理由をその都度報告できるのか。

(2) 普天間基地では訓練場で飛行時間帯制限の22時まで訓練し、その後基地へ帰還するため、飛行時間帯制限の22時を超えての帰着となり、騒音被害を増長させる結果となっている。横田基地での横田基地の日米合意の規制をどのように徹底できるのか明らかにされたい。

日米合同委員会で合意された横田飛行場航空機騒音規制措置においては、「22時から6時までの間における飛行及び地上での活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊要と認められるものに制限される」こととされており、同飛行場においては、当該措置を踏まえて航空機の運用がなされているものと認識しているところである。

防衛省としては、これまでも累次の機会に、米側に対し、航空機の運用に当たっては、騒音規制措置を遵守するよう申し入れを行っているところ、今後も引き続き、同規制措置の遵守を求めてまいりたい。

④ 普天間に MV-22 が配備された際の日米合意は、横田基地での MV-22 飛来時や CV-22 の飛行の際にも適用されるのかどうか。以下の(1)～(3)について明らかにされたい。

- (1) 進入及び出発経路は、できる限り学校や病院を含む人口密集地域上空を避けるよう設定する。
- (2) 低空飛行訓練の間、原子力エネルギー施設、史跡、民間空港、人口密集地域、公共の安全に係る他の建造物（学校、病院等）といった場所の上空を避けて飛行すること。
- (3) 離発着の際、基本的に、既存の固定翼機及び回転翼機の場合周経路等を使用する。運用上必要な場合を除き、通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行し、転換モードでの飛行時間を限定すること。

米側は、CV-22の日本国内における飛行運用に際しては、地域住民に十分に配慮し、最大限の安全対策を採るとしており、MV-22に関する日米合同委員会合意（平成24年9月）の内容を含め既存の全ての日米間の合意を遵守する旨、明言している。

⑤ (CV-22が)パラシュート降下訓練を実施することが公表されたが、この訓練を横田基地で行うことができる根拠は何か。

横田飛行場周辺におけるCV-22の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けている。

米軍は、日米安保条約第6条の規定に基づき、我が国において、施設・区域を使用することが認められており、同条約上の目的達成のため、訓練等の軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている。

他方、米軍が我が国において訓練を行う場合には、我が国の公共安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは言うまでもなく、防衛省としては、米軍に対し、訓練に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところである。

⑥ (CV-22の)物料投下訓練の実施の際に使用される「物料」とは、具体的にどのようなものか明らかにされたい。

横田飛行場周辺におけるCV-22の訓練については、離着陸訓練、人員降下訓練、物料投下訓練、編隊飛行訓練及び夜間飛行訓練を行うことを想定している旨、米側から説明を受けているが、これ以上の説明は受けておらず、具体的にお答えすることは困難である。

なお、横田飛行場における訓練の実施に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係地方公共団体に伝達する考えである。

⑦ 沖縄・伊江島でのパラシュート降下訓練、物料投下訓練は、日米合意のもとに実施されているが、横田基地では日米合意がないまま一方的に実施されている。政府はなぜこのような事態を放置しているのか、理由を明らかにされたい。また、今後の安全確保のため、どのような対策をしようとしているのか、明らかにされたい。

米軍は、日米安保条約第6条の規定に基づき、我が国において、施設・区域を使用することが認められており、同条約上の目的達成のため、訓練等の軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている。

他方、米軍が我が国において訓練を行う場合には、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは言うまでもなく、防衛省としては、米軍に対し、訓練に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところである。

なお、横田飛行場における人員降下訓練や物料投下訓練の実施に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達するとともに、米側に対し、安全確保に万全を期すことや周辺地域への影響を最小限にすること等について要請しているところである。

⑧ 横田基地周辺上空が、いつの間にか、既存の場周経路・演習場となっている。それは、いつだれが決めたのか。その下に位置する自治体には通告しているのか。

米軍は、日米安保条約第6条の規定に基づき、我が国において、施設・区域を使用することが認められており、同条約上の目的達成のため、訓練等の軍隊としての機能に属する諸活動を一般的に行うことを当然の前提としている。

他方、米軍が我が国において訓練を行う場合には、我が国の公共の安全に妥当な考慮を払って活動すべきであることは言うまでもなく、防衛省としては、米軍に対し、訓練に際しては、安全面に最大限配慮しつつ、地域住民に与える影響を最小限にとどめるよう申し入れているところ。

なお、横田飛行場における人員降下訓練や物料投下訓練、航空機の運用を伴う演習等の実施に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達するとともに、米側に対し、安全確保に万全を期すことや周辺地域への影響を最小限にすること等について要請しているところである。

⑨ 季節や気候の変化によって、長期間にわたって訓練場所を変更する場合はあるか。例えば、冬季の間は温暖な場所に本拠地を移すといったケースは考えられるのか。

季節や気候の変化によって、長期間にわたり訓練場所を変更する可能性があるかどうかについては、米軍の運用に関することであり、詳細について承知していない。

#### 4. CV-22の横田基地配備に伴う諸事項について

① CV-22の飛行時は低周波音を発生させることが明らかになっている。現在の横田基地の低周波音の発生状況について、日本政府は把握しているのか。把握しているのならば、その状況について明らかにされたい。また、把握していないならばその理由を明らかにされたい。そして早急に調査し、その結果を公表するべきと考えるが、御省の見解は如何に。

航空機から発生する低周波音による影響については、現時点において環境基準は定められておらず、調査研究の過程にあり、個人差や建物の状態による差が大きく、また未知の部分もあるところである。横田飛行場周辺における航空機の飛行による低周波音の発生状況の把握等については、今後、必要に応じて、検討してまいりたい。

② CV-22の配備に伴って移駐してくる部隊名と部隊の内訳を明らかにされたい（教官、操縦士、整備士、軍属などに分類した人員の数）。

また、この部隊の司令官の官職の名称、氏名を明らかにされたい。

米側からは、CV-22の横田飛行場配備に伴い、同飛行場に、CV-22×10機や関連要員等から構成される飛行部隊を新編する予定であると説明を受けており、当該新編部隊は、現在、嘉手納飛行場に所在している第353特殊作戦群及び米空軍特殊作戦コマンドの隷下に所属する予定であると承知している。

また、配置される人員については、米側から、軍人・軍属を合わせて約430名増加し、また、その家族を含めると、約1,100名が増加するとの説明を受けているが、新編部隊の詳細について、これ以上の説明は受けておらず、お答えすることは困難である。

防衛省としては、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

③ CV-22とその家族が、横田基地外に居住する可能性はあるか。基地外の居住が予想される場合、周辺住民に与える影響が考えられるのなら、その内容を明らかにされたい。

米側からは、横田飛行場において、CV-22の配備に伴い、軍人・軍属を合わせて約430名増加し、また、その家族を含めると、約1,100名が増加するとの説明を受けている。

また、CV-22の配備に伴って住宅施設を横田飛行場内に整備する予定はない旨の説明を受けているが、これ以上の説明は受けておらず、基地外に居住する可能性について、お答えすることは困難である。

④ 横田基地に設けた緊急着陸帯は、どのような事態の際に使用することが想定されるのか、明らかにされたい。

CV-22の横田飛行場への配備に当たっては、米国政府の予算により、緊急用着陸パッ



ドの建設を行うこととしている旨、米側から説明を受けており、環境レビューにおいても当該施設建設について記述されているところであるが、これ以上の説明を受けておらず、当該施設がどのような事態の際に使用するのかについて、お答えすることは困難である。

防衛省としては、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

## 5. MV-22の普天間基地配備以降に起きた事故と故障について

① その日時、場所、原因と対処方法について、すべて明らかにされたい。

防衛省において把握している限りでは、平成28年12月13日、名護市沖で不時着水、原因は1①で述べたとおり。同日、普天間飛行場で脚部故障、原因は2②で述べたとおり。また、平成25年2月5日、平成26年6月17日、平成27年3月12日、部品遺失等あり。これらの再発防止のため、機体の点検や必要な教育等を行なったものと承知している。

② 2014年から横田基地にMV-22が飛来して以来、この2年半の間に機体のトラブルにより、離陸できず横田基地に留まるという事態が数回発生している。これらの発生原因の究明および対策を明らかにされたい。(例を挙げれば、2016年10月25日に横田基地内で離着陸を繰り返した後に基地周辺を旋回～その後岩国基地に向かったMV-22B/E P 09が、基地内と基地周辺でこのような飛行を行った理由は何か。)

お尋ねの内容については、米軍の運用に関することであり、詳細について承知していない。

なお、昨年10月、関係自治体から、MV-22が約20分間ホバリングをしていた理由について問い合わせを受けたことから、米側に照会したところ、運用の詳細に関することであり、お答えできない旨の回答があったところである。

いずれにせよ、防衛省としては、引き続き、MV-22の飛来について、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

③ 2014年6月に起きたMV-22への落雷事故は駐機中ではなく、宮崎県小林市上空であったことが最近になって判明した。事故当時、落雷地点を偽った理由を明らかにされたい。

当該事案が発生した当時、米側からは、調査中である前提ではあったものの、着陸後の通常メンテナンス中に、MV-22に落雷を受けた疑いのある形跡を発見したとの説明を受けていた。

防衛省としては、報道を受け、米側に対し、事実関係を確認中である。

④ 2017年1月10日に起きた沖縄県伊江島でのパラシュート降下失敗事故の詳細と原因について明らかにされたい。

平成29年1月10日、午前10時43分頃、沖縄県伊江村において、MV-22からパラシュート降下訓練中の米兵1名が提供施設・区域外の葉タバコ畑に誤降下したものであり、原因については、米側に確認中である。

6. 横田基地内のCV-22受け入れのための工事の進捗状況について明らかにされたい。

CV-22の横田飛行場への配備に当たっては、米側の予算により、格納庫やシミュレーター施設の整備等を行うこととしている旨、米側から説明を受けており、環境レビューにおいても当該施設整備等について記述されているところである。

現在、CV-22の部隊が暫定的に使用する格納庫や駐機場の整備等が行われており、平成29年4月までに完了する予定である旨米側より説明を受けている。

また、CV-22の部隊が長期的に使用する駐機場や格納庫の整備等については、現時点で、平成30年2月以降に着工する旨米側より説明を受けている。

7. CV-22受け入れに伴う燃料貯蔵施設の増設はあるのか。増設計画がある場合は、全体像が判る資料を提示されたい。

CV-22の横田飛行場への配備に当たっては、米側の予算により、格納庫やシミュレーター施設の整備等を行うこととしている旨、米側から説明を受けているが、燃料貯蔵施設の整備について説明を受けておらず、お答えすることは困難である。

防衛省としては、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体に伝達する考えである。

8. CV-22の定期機体整備施設は横田基地内に設置するのか。木更津駐屯地の利用は考えているのか。また、逆に、横田基地内で、他基地所属のMV-22オスプレイなどの整備を行う可能性はあるのか、明らかにされたい。

CV-22の定期機体整備については、現時点において、何らそれに関する情報はなく、防衛省として具体的なコメントを行う段階にない。

9. CV-22の配備に伴って周辺地域にどのような影響があるかについて、横田基地内に土地を提供する自治体を含め、騒音被害等が及ぶと考えられる自治体への説明を行う予定はあるか。また、予定があるならば、その自治体名と時期を明らかにされたい。

防衛省としては、CV-22の横田飛行場への配備について、同飛行場周辺の関係自治体や環境レビューの対象とされた米軍施設等が所在する関係自治体等に対し説明を行ってきたほか、その他の自治体に対しても、その御要望等を踏まえ、説明を行ってきたところである。

防衛省としては、CV-22の配備に当たり、米側から情報が得られた場合には、速やかに関係自治体等に伝達する考えである。